

プレスリリース

令和元年8月8日 環境政策課 (内2347)

平成30年度ダイオキシン類環境調査結果について

平成30年度ダイオキシン類環境基準監視調査の結果、大気、水質、底質及び 土壌について、全ての調査地点において環境基準を達成していました。

1 平成30年度及び過去の調査結果の範囲

(単位 大気:pg-TEQ/m³ 土壌・底質:pg-TEQ/g 水質:pg-TEQ/0)

調査対象		対象	平成30年度	(参考)平成 12 ~29 年度	環境基準	
	大	気	$0.0053 \sim 0.034$	$0.0035 \sim 0.14$	0.6 以下	
-lv	質	河川	$0.055 \sim 0.61$	$0.027 \sim 2.8$	1 円子	
水質	貝	海域	海 域 0.	$0.053 \sim 0.058$	$0.018 \sim 0.49$	1 以下
店 :	鄖	河川	$0.10 \sim 4.7$	$0.075 \sim 25$	150 1717	
底	貝	海 域	$0.11 \sim 5.4$	$0.075 \sim 22$	150 以下	
	土	壌	$0.0078 \sim 0.70$	0.0030 ~ 8.9	1,000以下	

2 環境基準監視調査結果

(1) 大 気 (単位:pg-TEQ/m³)

採取場所	Ē	調査結男	₽ P	環境基準
1本4×300771	夏期	冬 期	平均	來先至中
四国中央市	0.0050	0.0083	0.0067	
新居浜市	0.0073	0.0098	0.0086	
西条市	0.0060	0.0095	0.0078	0.6以下
今治市	0.0077	0.0091	0.0084	0.01
八幡浜市	0.0042	0.0064	0.0053	
宇和島市	0.058	0.0092	0.034	

(2)水 質 (単位:pg-TEQ/0)

種類	採取場所	調査結果		環境基準値	
性 類	1木4×5万円	調査	平均		
	富郷橋(四国中央市)	0.055	0.055		
河川	西谷川(四国中央市)	0.058	0.058		
{HJ /H	大井手川(松前町)	0. 29	0. 29		
	広江川 (西条市)	0.51~0.70	0.61	1以下	
	西条海域 ST-2	0.058	0.058		
海域	伊方海域 ST-2	0.053	0.053		
	明浜海域 ST−2	0.053	0.053		

(3)底 質 (単位:pg-TEQ/g)

種類	採取場所	調査結果	環境基準値
	富郷橋(四国中央市)	0. 10	
河川	西谷川(四国中央市)	0. 15	
{#J / /	大井手川(松前町)	2. 7	
	広江川 (西条市)	4. 7	150以下
	西条海域 ST-2	5. 4	
海域	伊方海域 ST-2	0. 11	
	明浜海域 ST-2	1. 7	

(4) 土 壤 (単位:pg-TEQ/g)

採取場所	調査結果	環境基準値
四国中央市三島中央	0. 15	
新居浜市中萩町	0.0078	
久万高原町東明神	0.0088	1,000以下
八幡浜市若山	0.70	1,000以下
西予市城川町	0.022	
宇和島市吉田町	0.30	

(備考) 各検体の採取年月日

大 気	夏 期:平成30年7月24日 ~ 平成30年9月18日 冬 期:平成31年1月18日 ~ 平成31年2月7日	
水質及び底質	平成30年5月28日 ~ 平成30年11月9日	
土壌	平成30年10月2日 ~ 平成30年10月31日	

1 調査対象及び調査地点数

調査対象			環境基準監視調査	
部	前鱼对	家	調査地点数	検体数
大	7	気	6	12
J. EF	ţ)	河川	4	5
水質	į	海域	3	3
	ıı	河川	4	4
底 質		海域	3	3
<u>±</u>		壌	6	6
	<u>, </u>	計	26	33

備考 大気については年2回(夏・冬)、その他については年1回実施。 ただし、広江川の水質調査は年2回実施。

2 ダイオキシン類濃度の単位について

○pg (ピコグラム): 1兆分の1グラムを表す単位

○TEQ(毒性等量): ダイオキシン類の中で最も毒性の強い23.7.8-四塩化ジベンゾ-パラ-

ジオキシンの量に換算した値であることを示す

3 ダイオキシン類に係る環境基準について

媒体	基準値
大 気	0.6 pg-TEQ/m³以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/Q以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壤	1000 pg-TEQ/g以下

- ○大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- ○土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の 量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

4 毒性等量算定の際、定量下限値未満の数値の取扱いについて

○大気、水質及び底質

定量下限値未満、検出下限値以上の数値は、そのままの値を用い、検出下限値未満の数値は、検出下限値の1/2を用いて、各異性体の毒性等量を算出する。

○土 壌

定量下限値未満の数値は、ゼロとする。